



大労発総0827第2号
平成30年9月6日

団体代表者 殿

大阪労働局長



労働保険適用促進に係る広報文の掲載について（依頼）

平素は、労働行政の推進にご支援・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、労働保険（労災保険・雇用保険）制度では、業種や事業規模の大小に関わりなく、労働者を1人でも雇用されている事業主の方は、すべて加入することとなっております。

このため、大阪労働局では労働保険制度の周知を図り、労働保険の適用促進に努めているところですが、未だ相当数の未手続事業が存在している状況にあります。

こうしたことから、「労働保険未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付け、加えて11月を「労働保険適用促進強化期間」として、広報活動等に取り組むこととしております。

つきましては、お手数をおかけいたしますが当該強化期間であります11月におきまして、貴団体で発行しておられる広報誌やホームページに、別添例1または例2の広報文を掲載していただきますようお願い申し上げます。

なお、ご掲載いただけました場合は、恐れ入りますが当該広報誌1部を下記担当までお送りいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

また、事業主団体等の会員様がおられましたら、広報文掲載の働きかけを併せてお願い申し上げます。

担当

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8
中央大通FNビル17階

大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課
労働保険適用指導官 隅田

TEL 06-4790-6350

FAX 06-4790-6356

メールアドレス sumida-tomoaki@mhlw.go.jp

※文例のデータを希望される場合は、担当までご請求
ください。